平成２３年（再イ）第９６号
京都市右京区梅津南町15番地１メゾン・ド・コヤマ202
再生債務者　ＬＯＶＥ、ＰＥＡＣＥ&ＤＥＳＩＧＮＡＺＡＤＩこと　浅井健太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第５５号
神戸市中央区御幸通２丁目２番20―401号
再生債務者　前川　武広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月14日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第５７号
神戸市須磨区潮見台町１丁目３番７―314号
再生債務者　百瀬　元宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月14日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第１１９号
熊本市健軍３丁目１番22―204号
再生債務者　清永　泰良
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月14日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第１号
岩手県北上市柳原町４丁目１番14号　レオパレス柳原105
再生債務者　大槌　　敦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（再イ）第８号
埼玉県坂戸市大字多和目393番地７
再生債務者　谷　日出夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第３２号
埼玉県ふじみ野市南台２丁目７番７号　福岡三号宿舎205号室
再生債務者　相馬由紀彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第９号
富山市清水町６丁目６番17号
再生債務者　萩原信一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日　　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第２９号
岐阜市本荘中ノ町５丁目22番地１　山口鋼業株式会社社員寮
再生債務者　高岡　聖和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日　　岐阜地方裁判所

平成２３年（再イ）第６号
岐阜県加茂郡川辺町下麻生1901番地５
再生債務者　佐伯　光史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（再イ）第１７号
兵庫県尼崎市西川１丁目12番１―206号
再生債務者　岩元　和利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第１９号
兵庫県西宮市上大市４丁目22番３―505号
再生債務者　阪本千佐代
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第３７号
兵庫県西宮市名塩南台３丁目１番地８
再生債務者　土佐　英樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第１５号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　船頭県住Ａ―206号
再生債務者　橋本　忠幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（再イ）第６５号
香川県高松市香川町川内原1074番地
再生債務者　**楽**嶋　和久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再イ）第８号
高知県土佐郡土佐町地蔵寺1248番地１
再生債務者　西村　由美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年７月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月15日
高知地方裁判所民事部個人再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第３号

平成23年９月４日に執行する東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 23 年７月 29 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

記

１　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　７人
２　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人